

平成 28 年 11 月 18 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤 静男

## 新処遇改善加算反映後の月給例提示 介護給付費分科会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

---

厚生労働省は11月16日、社会保障審議会の「介護給付費分科会」を開催。「介護人材の処遇改善」などを議論しました。

厚労省は論点として、(1) 2017年度介護報酬改定に関するキャリアアップの仕組みなどの制度設計、(2) 介護職員処遇改善加算の対象を他職種職員や職場の環境整備、職員の質の向上に拡大することと提示しました。

また、(1)の対応案として、2017年度介護報酬改定で、事業者によるキャリアアップの仕組みの構築を評価する区分の新設を提案。新加算（月額3万7,000円相当）の算定要件に新たに加わる「キャリアパス要件Ⅲ」について、「経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける」と説明しました。

さらに、処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ案では、昇給の根拠となる(i)経験、(ii)資格、(iii)評価一の例を挙げています。

(ii)では、▽資格なしの介護人材は月給28万円▽介護福祉士は月給32万円▽事業者が指定する資格を取得した介護人材は月給36万円—といった具合。これに対し、及川ゆりこ委員（公益社団法人日本介護福祉士会副会長）は、事業所の人手不足などにより資格取得に踏み出せない介護人材に対するサポートの充実を求めました。

(2)に関し、厚労省は、「処遇改善加算の対象職員や対象費用の範囲を拡大する場合には、加算の算定額すべてが必ずしも介護人材の賃金改善に充てられなくなることから、慎重な対応が必要」と見解を提示。対応案として、2017年度介護報酬改定では、対象職員や対象費用の範囲について現行を維持するとし、処遇改善加算のあり方については引き続き検討していくとしました。

小林剛委員（全国健康保険協会理事長）、東憲太郎委員（公益社団法人全国老人保健施設協会会長）らは、処遇改善加算の財源に関して、「介護報酬とは別に確保すべき」と主張。また、小林委員は、処遇改善加算が実際に賃金上昇に充てられているか確認する仕組みの構築が必要と訴えました。

また、当日はこのほかにも「地域区分」を議論しました。

介護報酬においては、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位あたりの単価を割り増ししています。その見直しにあたり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、2015年介護報酬改定前と改定後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定する経過措置を2017年度末まで講じています。その後、地域区分に関する課題などについて、全自治体に対して調査を実施しました。

調査の結果、「既存（または経過措置終了後）の区分より上げたい」と推測される自治体と、「既存（または経過措置終了後）の区分より下げたい」と推測される自治体の割合は拮抗していました。また、「上げたい」と推測される自治体では、人材の確保を懸念する意見が多く見られ、「下げたい」と推測される自治体では保険料などの増額を懸念する内容が多かったです。

厚労省は、このような自治体の意見を踏まえ、次の論点を提示しています。

- (1) 現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域すべての地域区分が当該地域より高くなる（または低くなる）地域について、一定程度、区分の変更を認めることとしてはどうか
- (2) 地域区分の見直しの経過措置期限（2017年度末）の延長を認めてはどうか
- (3) 地域区分の見直しの実施時期について、どのように考えるか

また、厚労省は(1)に関して「完全囲まれルール（新ルール）」を提案。現行の設定方法を適用した結果、隣接地域全ての地域区分設定値が該当地域の設定値よりも1区分以上高い地域は、「当該地域の地域区分設定値」から「隣接地域のうち一番低い区分の設定値」の間で選択可能とします。他方、隣接地域全ての地域区分設定値が当該地域の設定値よりも1区分以上低い地域は、「隣接地域のうち一番高い区分の設定値」から「当該地域の地域区分設定値」の間で選択可能とします。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。  
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000143087.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター311号室  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612